

東京医療保健大学和歌山看護学部実習委員会規程

(趣 旨)

第1条 東京医療保健大学和歌山看護学部における実習に関する事項を審議するため、実習委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1)実習計画に関すること。
- (2)実習要項に関すること。
- (3)実習指導体制に関すること。
- (4)実習施設に関すること。
- (5)実習協議会に関すること。
- (6)その他実習に関すること。

(構 成)

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1)和歌山看護学部教授会において任命する専任教員
- (2)和歌山事務部長
- (3)その他、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることがある。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

(事 務)

第5条 委員会に関する事務は、和歌山事務部で行う。

附 則 この規定は、平成31年4月1日から施行する。